

# ＜岩手県内における取組み＞

## 第四次薬物乱用防止五か年戦略

### 目標 1 青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進

#### 【統計資料】

○全国状況（別冊資料 p 58-59）

#### 【関係機関の取組み状況】

実施団体	平成 28 年度実施計画	平成 27 年度実施状況
盛岡少年鑑別所	① 薬物使用歴を有する在所者に対して薬物乱用に関する視聴覚教材の視聴及び感想文の作成に取り組みさせることで、薬物乱用の危険性について啓発を行う。 ② 薬物乱用対策推進本部から送付されたポスターを廊下等に掲示し引き続き啓発を図る。 ③ 薬物乱用対策推進本部から送付された小冊子を面会待合室に備え付けることで保護者等が閲覧できるよう配慮し、啓蒙を図る。 ④ 当所医師等による薬物の乱用等健康を阻害する要因や健康の維持に関する保健講話を実施し、薬物の危険性について啓発を行う。 ⑤ 地域援助における個人援助及び機関等援助において薬物非行に対する必要な助言を行う。	① 内閣府制作による薬物乱用対策マンガ「たった一度の過ち」を用いて職員研修を行い、対象少年に対する指導の一助とした。 ② 薬物乱用対策推進本部から送付されたポスターを廊下等に掲示し周知を図った。 ③ 薬物乱用対策推進本部から送付された小冊子を面会待合室に備え付け、保護者等が容易に閲覧できるよう配慮し、啓発を図った。  ※ 平成 27 年度においては、薬物使用歴を有する少年の入所はなかった。
盛岡保護観察所	第 66 回“社会を明るくする運動”において、一般市民を対象に薬物乱用防止等の広報・啓発活動を行う。	第 65 回“社会を明るくする運動”において、一般市民を対象に薬物乱用防止等の広報・啓発活動を行った。
岩手労働局	岩手労働局及び各労働基準監督署の庁舎内に薬物乱用防止のポスターを掲示して啓発する。	-
岩手県医師会	各種団体の開催行事への後援を行う。 岩手県薬剤師会の活動への協力を行う。	各種団体の開催行事への後援を行った。 岩手県薬剤師会の活動への協力を行った。

実施団体	平成 28 年度実施計画	平成 27 年度実施状況
岩手県薬剤師会	<p>① 小・中・高校生対象「薬物乱用防止教室」へ講師を派遣する。</p> <p>② 薬物乱用防止啓発に関する資料の貸し出し、提供を行う。</p> <p>③ 薬物乱用防止教室の普及と実施への協力を行う。</p> <p>④ 学校薬剤師が中心となり、小学校・中学校においてゲートウェイドラッグとしてのタバコ・アルコールの害を啓発する「薬物乱用防止教室」の開催を推進する。</p> <p>⑤ ゲートウェイドラッグとしてのタバコ・アルコールの害について、PTAを中心とした地域住民を対象に啓発を推進し、青少年薬物乱用防止教育への協力を呼びかける。</p> <p>⑥ 一般県民を対象とした「みんなの薬の学校」や各種講演会・イベント等において、薬物乱用防止は地域ぐるみの活動が重要であることを啓発する。 特に、最近話題の危険ドラッグについて、チラシを作成・配布し、研修会を実施して啓発する。 また、近年第二の乱用薬物として心配されている向精神薬の適正使用についても啓発を強化する。</p> <p>⑦ 薬物乱用防止教育の中で「正しい薬の使い方」啓発の必要性をPR、同啓発用のパンフレットを使用して啓発する。</p> <p>⑧ 薬物乱用防止教室の講師となるために会員の研修を実施する。</p>	<p>① 小・中・高校生対象「薬物乱用防止教室」へ講師を派遣した。</p> <p>② 薬物乱用防止啓発に関する資料の貸し出し、提供を行った。</p> <p>③ 薬物乱用防止教室の普及と実施への協力を行った。</p> <p>④ 学校薬剤師が中心となり、小学校・中学校においてゲートウェイドラッグとしてのタバコ・アルコールの害を啓発する「薬物乱用防止教室」の開催を推進した。</p> <p>⑤ ゲートウェイドラッグとしてのタバコ・アルコールの害について、PTAを中心とした地域住民を対象に啓発を推進し、青少年薬物乱用防止教育への協力を呼びかけた。</p> <p>⑥ 一般県民を対象とした「みんなの薬の学校」や各種講演会・イベント等において、薬物乱用防止は地域ぐるみの活動が重要であることを啓発した。 特に、最近話題の脱法ハーブや違法ドラッグの危険性について啓発した。 また、近年第二の乱用薬物として心配されている向精神薬の適正使用についても啓発を強化した。</p> <p>⑦ 薬物乱用防止教育の中で「正しい薬の使い方」啓発の必要性をPR、同啓発用のパンフレットを使用して啓発した。</p> <p>⑧ 薬物乱用防止教室の講師となるために会員の研修を実施した。</p>
	<p>(参考) ① 安全・健康両面から害について啓発している。</p> <p>② 健康観の育成を意識した啓発活動を実施している。</p> <p>③ 関係機関・団体と連携をとって、地域ぐるみの活動になるよう働きかけている。</p>	
岩手県精神保健福祉協会	<p>① 薬物乱用対策推進本部から送付されるリーフレット等を、精神保健福祉センター内に掲示する等普及啓発を実施する。</p> <p>② 精神保健福祉センターとの共催により、学生への講義等の時に、薬物に関する普及啓発を実施する。</p>	<p>① 薬物乱用対策推進本部から送付されたリーフレット等を、精神保健福祉センター内に掲示する等普及啓発を実施した。</p> <p>② 精神保健福祉センターとの共催により、岩手県立大学及び看護学校等講義の時に、薬物に関する普及啓発を実施した。</p>
岩手県総務部	<p>① 教員向け薬物乱用防止教育シンポジウムの周知を図る。</p> <p>② 薬物乱用防止教育を充実させるよう、各私立学校に通知する。</p>	<p>① 教員向け薬物乱用防止等教育シンポジウムの周知を図った。(平成 27 年 10 月)</p> <p>② 薬物乱用防止に係る啓発及び指導の徹底に努めるよう、各私立学校に通知した。(平成 28 年 2 月)</p>

実施団体	平成 28 年度実施計画	平成 27 年度実施状況
岩手県総務部	③ 児童・生徒・教員、保護者等に対し、啓発用ポスターやパンフレット等を配付する。	③ 高校生を対象とした啓発用ポスターを各私立学校に配布した。(平成 28 年 3 月)
岩手県環境生活部	<p>① 平成 28 年度「青少年の非行・被害防止県民運動」の実施 期間：7 月 1 日～8 月 31 日 内容：少年非行防止啓発ポスターを各市町村等へ配布し広報を実施する。</p> <p>② 「青少年を非行から守る県民大会」の開催 日時：7 月 21 日 場所：小田島組☆ほ～る 内容：意見発表・講演を実施するほか、少年非行防止啓発チラシを配布するとともに、ホワイエに薬物乱用防止パネルを展示する。</p> <p>③ 「いわて希望塾」の開催 日時：7 月 30 日～8 月 1 日 場所：県立陸中海岸青少年の家 内容：県内中学生（約 120 名参加予定）の規範意識の高揚を図る。</p> <p>④ 平成 28 年度「岩手県子ども・若者育成強調月間」の実施 期間：11 月 1 日～11 月 30 日 内容：メディア対応能力養成講座（県内 4 か所で開催予定）及びインターネットを通じた薬物入手の危険性等についての広報を実施する。</p> <p>⑤ いわて青少年育成プラン（平成 27 年 3 月改訂版）における取組の推進（「薬物乱用防止活動の充実」について、プランの取組項目に明記 ＊プラン 3-(3)-④）</p>	<p>① 平成 27 年度「青少年の非行・被害防止県民運動」の実施 期間：7 月 1 日～8 月 31 日 内容：少年非行防止啓発ポスターを各市町村等へ 1,280 部を配布し広報を実施した。</p> <p>② 「青少年を非行から守る県民大会」の開催 日時：7 月 23 日 場所：アイーナホール 457 名出席 内容：意見発表・講演を実施したほか、少年非行防止啓発チラシを配布するとともに、ホワイエに薬物乱用防止パネルを展示した。</p> <p>③ 「いわて希望塾」の開催 日時：11 月 21 日～23 日 場所：県立陸中海岸青少年の家 内容：県内中学生 133 名の参加生徒の規範意識の高揚を図った。</p> <p>④ 平成 27 年度「岩手県子ども・若者育成強調月間」の実施 期間：11 月 1 日～11 月 30 日 内容：メディア対応能力養成講座を県内 4 か所（久慈・盛岡・北上・釜石）で開催し、参加者 168 名に対しインターネットを通じた薬物入手の危険性等についての広報を実施した。</p> <p>⑤ いわて青少年育成プラン（平成 27 年 3 月改訂版）における取組の推進（「薬物乱用防止活動の充実」について、プランの取組項目に明記 ＊プラン 3-(3)-④）</p>
岩手県医療局	<p>引続き、各県立病院へ麻薬・覚せい剤乱用防止運動の実施と啓発活動の推進・協力を努めるよう周知していく。</p> <p>ポスターを当局及び全県立病院の待合ホール等の目につくところに掲示するとともに、リーフレット等を配布するなどして乱用防止の啓発に努める。</p>	<p>各県立病院へ麻薬・覚せい剤乱用防止運動の実施と啓発活動の推進・協力を努めるよう周知した。</p> <p>ポスターを当局及び全県立病院の待合ホール等の目につくところに掲示するとともに、リーフレット等を配布するなどして乱用防止の啓発に努めた。</p>

実施団体	平成 28 年度実施計画	平成 27 年度実施状況
岩手県教育委員会	<p>① 薬物乱用防止教室の実施状況の調査 (平成 28 年 10 月、平成 29 年 2 月)</p> <p>② 薬物乱用防止教育の一層の充実に向けた通知の発出</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての中学校、高等学校において年 1 回以上は薬物乱用防止教室を開催すること、実情に応じて小学校においても開催に努めること、危険ドラッグに関する正しい知識の周知徹底、薬物乱用防止教育啓発教材の活用等についての通知を発出する。</li> <li>・啓発資料の配布、ポスターの募集や配布を行う。</li> <li>・岩手県薬剤師会事業への協力をを行う。</li> </ul> <p>③ 教職員及び外部講師の指導力向上のための研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手県薬物乱用防止教室講習会（学校薬剤師・警察職員対象）を開催する（平成 28 年 8 月 28 日 30 名参加予定）。</li> <li>・養護教諭新規採用研修Ⅱ（新採用養護教諭対象）を開催する（平成 28 年 9 月 15 日 26 名参加予定）。</li> </ul>	<p>① 薬物乱用防止教室の実施状況の調査（平成 28 年 2 月）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校において、教科や総合的な学習の時間などで薬物乱用防止教室が実施された。</li> <li>・平成 27 年度薬物乱用防止教室実施状況は次のとおりであった。 小学校 67.6%（昨年度 62.3%） 中学校 83.9%（昨年度 77.1%） 高 校 98.5%（昨年度 98.5%）</li> </ul> <p>② 関係文書の発出</p> <p>③ 教職員及び外部講師の指導力向上のための研修会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手県薬物乱用防止教室研修会（学校薬剤師・警察職員対象）を平成 27 年 8 月 30 日に開催し、34 名が参加した。</li> <li>・養護教諭新規採用研修Ⅱを平成 27 年 5 月 22 日に開催し、20 名が参加した。</li> <li>・岩手県学校保健講習会（教職員対象）及び分科会（薬物乱用防止教室実践報告）を平成 27 年 9 月 30 日に開催し、102 名が参加した。</li> </ul>
岩手県警察本部	<p>① 学校等による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上</p> <p>警察官、少年補導職員、スクールサポーターを小・中・高等学校に派遣し、教育機関や県薬剤師会と合同で「薬物乱用防止教室」を開催して薬物乱用防止の規範意識向上を図る。</p> <p>(平成 28 年 4 月末現在、10 校 573 名に対し実施。)</p> <p>(平成 28 年 4 月末現在、少年による薬物事犯の検挙・補導はない。)</p> <p>② 地域における薬物根絶意識の醸成と未然防止対策の強化</p> <p>地域の各種イベントや会合時に、薬物乱用防止パネルや薬物標本を</p>	<p>① 学校等による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する規範意識の向上</p> <p>警察官、少年補導職員、スクールサポーターを小・中・高等学校に派遣し、教育機関や県薬剤師会と合同で「薬物乱用防止教室」を開催して薬物乱用防止の規範意識向上を図った。</p> <p>※ 平成 27 年中、54 校 9,007 名に対し実施した。</p> <p>※ 平成 27 年中、少年による薬物事犯の検挙・補導はなかった。</p> <p>② 地域における薬物根絶意識の醸成と未然防止対策の強化</p> <p>地域の各種イベントや会合時に、薬物乱用防止パネルや薬物標本を</p>

実施団体	平成 28 年度実施計画	平成 27 年度実施状況
岩手県警察本部	<p>展示して薬物乱用防止啓発活動を実施する。</p> <p>③ 広報啓発活動の強化 薬物乱用防止広報強化期間に合わせた広報の実施 ・TV番組「暮らしを守る情報最前線（IBC）」に職員が出演し、薬物乱用防止広報を実施する。 ・薬物乱用防止広報ポスターを関係機関に送付し、掲示を依頼する。 ・交番・駐在所発行のミニ広報紙に薬物乱用防止の記事を掲載する。 岩手県警察本部少年課ホームページへの薬物の危険性・違法性を広報啓発する情報の掲載</p> <p>④ 関係機関による相談体制の構築 警察本部少年課少年サポートセンターにおいて、電話相談及びメール相談を受け付けるほか、専用ダイヤル（#9110）により、24 時間体制で警察安全相談を受け付ける。 また、各警察署にも相談窓口を設置し、対応に当たる。</p>	<p>展示して薬物乱用防止啓発活動を実施した。</p> <p>③ 広報啓発活動の強化 薬物乱用防止広報強化期間に合わせた広報の実施 ・TV番組「暮らしを守る情報最前線（IBC）」に職員が出演し、薬物乱用防止広報を実施した。 ・薬物乱用防止広報ポスターを関係機関に送付し、掲示を依頼した。 ・交番・駐在所発行のミニ広報紙に薬物乱用防止の記事を掲載した。 岩手県警察本部少年課ホームページへの薬物の危険性・違法性を広報啓発する情報の掲載</p> <p>④ 関係機関による相談体制の構築 警察本部少年課少年サポートセンターにおいて、電話相談及びメール相談を受け付けたほか、専用ダイヤル（#9110）により、24 時間体制で警察安全相談を受け付けた。 また、各警察署にも相談窓口を設置し、対応に当たった。</p>
岩手県保健福祉部	<p>① くすりの情報センター事業の実施 （一社）岩手県薬剤師会への委託により、一般県民を対象として医薬品等の適正使用や薬物乱用の正しい知識についての啓発講座を 10 回以上開催する。</p> <p>② 薬物相談窓口事業の実施 薬物乱用の未然防止のため、9 保健所に窓口を設置し、地域住民からの覚せい剤等薬物に関する相談に応じるとともに、講習会等を実施し啓発を図る。</p> <p>③ 覚せい剤等薬物乱用防止啓発事業 地域に根ざした薬物乱用防止活動を実施するため薬物乱用防止指導員を設置（平成 28 年 6 月末 356 人）し、各種会合等で啓発活動を行う。</p>	<p>① くすりの情報センター事業の実施 （一社）岩手県薬剤師会への委託により、一般県民を対象として医薬品等の適正使用や薬物乱用の正しい知識についての啓発講座を 10 回以上開催した。</p> <p>② 薬物相談窓口事業の実施 薬物乱用の未然防止のため、9 保健所に窓口を設置し、地域住民からの覚せい剤等薬物に関する相談に応じるとともに、講習会等を実施し啓発を図った。</p> <p>③ 覚せい剤等薬物乱用防止啓発事業 地域に根ざした薬物乱用防止活動を実施するため薬物乱用防止指導員を設置（平成 27 年 4 月末 351 人）し、各種会合等で啓発活動を行った。</p>

実施団体	平成 28 年度実施計画	平成 27 年度実施状況
岩手県保健福祉部	<p>④ 薬物関連問題相談事業の実施 岩手県精神保健福祉センターに、薬物による精神障害者やその家族に対し個別相談に応じる体制を整備し、薬物関連問題の発生予防と薬物依存者の社会復帰の促進を図る。</p> <p>⑤ 「ダメ。ゼッタイ」普及運動の実施 ・運動期間中にポスター、リーフレット等の配布による啓発活動を行う。 ・県内3ヶ所（奥州市、宮古市、二戸市）において、ボーイスカウト、スポーツ少年団等ボランティアの協力を得てヤング街頭キャンペーンを実施する。 ・岩手県営球場に啓発横断幕を設置する（夏の全国高校野球選手権岩手県大会期間中）。</p> <p>⑥ 厚生労働省の委託事業として開催される薬物乱用防止中堅指導員研修会への薬物乱用防止指導員及び保健所職員の派遣（3名）</p> <p>⑦ 病院等麻薬取扱施設を対象とした立入り検査及び適正管理についての指導の実施</p> <p>⑧ 不正大麻・けし撲滅運動に併せた不正大麻・けしの発見、除去</p> <p>⑨ 広報媒体の活用による普及啓発の実施 テレビ、ラジオ、新聞、市町村広報誌等を活用した啓発を行う。</p> <p>⑩ 危険ドラッグ乱用防止啓発ポスターの作成及び掲示 青少年に対して危険ドラッグの危険性を周知するため、公共交通機関にポスター掲示を行うほか、各機関へポスター掲示を依頼する。</p>	<p>④ 薬物関連問題相談事業の実施 岩手県精神保健福祉センターに、薬物による精神障害者やその家族に対し個別相談に応じる体制を整備し、薬物関連問題の発生予防と薬物依存者の社会復帰の促進を図った。</p> <p>⑤ 「ダメ。ゼッタイ」普及運動の実施 ・運動期間中にポスター、リーフレット等の配布による啓発活動を行った。 ・県内2ヶ所（一関市、久慈市）において、ボーイスカウト、スポーツ少年団等ボランティアの協力を得てヤング街頭キャンペーンを実施した。 ・岩手県営球場に啓発横断幕を設置した（夏の全国高校野球選手権岩手県大会期間中）。</p> <p>⑥ 厚生労働省の委託事業として開催された薬物乱用防止中堅指導員研修会への薬物乱用防止指導員及び保健所職員の派遣（3名）</p> <p>⑦ 病院等麻薬取扱施設を対象とした立入り検査及び適正管理についての指導の実施</p> <p>⑧ 不正大麻・けし撲滅運動に併せた不正大麻・けしの発見、除去</p> <p>⑨ 広報媒体の活用による普及啓発の実施 テレビ、ラジオ、新聞、市町村広報誌等を活用した啓発を行った。</p> <p>⑩ 危険ドラッグ乱用防止啓発ポスターの作成及び掲示 青少年に対して危険ドラッグの危険性を周知するため、各機関へポスター掲示を依頼した。</p>

## 目標 2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰の支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

### 【統計資料】

○全国状況（別冊資料 p 58-59）

### 【関係機関の取組み状況】

実施団体	平成 28 年度実施計画	平成 27 年度実施状況
盛岡保護観察所	<p>① 薬物依存のある刑事施設収容者の家族その他の引受人を対象として引受人座談会を開催する。</p> <p>② 上記引受人座談会と、精神保健福祉センターで開催される家族教室において、相互の機関から講師派遣を行い連携する。</p> <p>③ 「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」を踏まえ、地域社会における「処遇」及び「医療」並びに「援助」などの支援を適正かつ円滑に実施するため、保健福祉関係機関及び医療機関並びに支援団体との連携を確保し、協力体制の整備に努めていく。また、保護観察対象者等に対し、専門的処遇プログラム等を実施する。</p> <p>④ 精神保健福祉センター、民間の薬物依存回復訓練施設、医療機関等と連携して、これら関係機関と地域支援連絡協議会を開催する。</p> <p>⑤ 薬物事犯対象者に対する処遇の実効性を高めるため、薬物事犯対象者に対する保護観察等をテーマとした地域処遇会議を積極的に開催する。</p>	<p>① 薬物依存のある刑事施設収容者の家族やその引受人を対象とした引受人座談会を2回開催した。</p> <p>② 上記引受人座談会と、精神保健福祉センターで開催した家族教室において、相互の機関から講師派遣を行い連携した。</p> <p>③ 薬物傾向が進んだ保護観察対象者4名に対し、覚せい剤事犯者処遇プログラムを実施した。また、9名に対し簡易薬物検査を延べ33回実施した。さらに、精神保健福祉センターで実施された治療プログラムに、1名を参加させるとともに、医療機関と連携して1名を通院に結びつけた。</p> <p>④ 薬物依存のある保護観察対象者等に係る地域支援連絡協議会を開催し、関係機関による連携を確認した。</p> <p>⑤ 地域処遇会議にかかる保護区として北上地区保護司会を指定し、薬物乱用防止講演会や事例研究などを実施した。</p>
岩手県医師会	薬物依存症、中毒者の早期発見と医療保護及び社会復帰への支援を行う。	薬物依存症、中毒者の早期発見と医療保護及び社会復帰への支援を行った。
岩手県薬剤師会	<p>① 薬物依存・中毒者の家族等が相談する先を紹介する。</p> <p>② 薬物乱用経験者・同家族に薬物乱用に関わる正しい知識の啓発・乱用防止対策や相談できる機関・団体等についての啓発を行う。</p>	<p>① 薬物依存・中毒者の家族等が相談する先を紹介した。</p> <p>② 薬物乱用経験者・同家族に薬物乱用に関わる正しい知識の啓発・乱用防止対策や相談できる機関・団体等についての啓発を行った。</p>
岩手県医療局	薬物依存症、中毒者の医療保護の充実及び社会復帰への支援を行う。	薬物依存症、中毒者の医療保護の充実及び社会復帰への支援を行った。

### 目標 3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

#### 【統計資料】

○全国状況（別冊資料 p 58-59）

#### 【関係機関の取組み状況】

実施団体	平成 28 年度実施計画	平成 27 年度実施状況
岩手県警察本部	<p>① 組織犯罪対策の推進 県内では、薬物密売を資金源としている犯罪組織は把握されていないが、暴力団構成員等の関与が認められることから、徹底した取締りを推進する。</p> <p>② 犯罪収益対策の推進 検挙被疑者に対し、麻薬特例法適用を視野に捜査を推進し、犯罪収益のはく奪を図る。</p> <p>③ 巧妙化する密売方法への対応 サイバー犯罪対策室、情報技術解析課と連携しインターネット等を利用する薬物密売に対応する。</p> <p>④ 末端乱用者に対する取締りの徹底 需要の根絶、供給の遮断、不法収益対策を重点として取締りを強化する。（本年 4 月末現在、覚せい剤取締法違反で 11 人を検挙し、覚せい剤約 0.4g を押収している。）</p> <p>⑤ 多様化する乱用薬物への対応 広報啓発活動を下記のとおり実施 ・薬物乱用防止広報活動強化期間中、小中学校・高校・大学・専門学校において薬物乱用防止教室を開催し、啓発活動を実施する。 ・県警ホームページに「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。」等広報文を掲</p>	<p>① 組織犯罪対策の推進 県内では、薬物密売を資金源としている犯罪組織は把握されていないが、暴力団構成員等の関与が認められることから、徹底した取締りを推進した。（* 覚せい剤事犯 30 人中、暴力団構成員等 8 人検挙）</p> <p>② 犯罪収益対策の推進 検挙被疑者に対し、麻薬特例法を適用した犯罪収益対策を視野に捜査を推進したが、同法の適用には至らなかった。</p> <p>③ 巧妙化する密売方法への対応 サイバー犯罪対策室、情報技術解析課と連携しインターネット等を利用する薬物密売に対応したが、インターネット利用の検挙には至らなかった。</p> <p>④ 末端乱用者に対する取締りの徹底 需要の根絶、供給の遮断、不法収益対策を重点として取締りを強化した結果、覚せい剤取締法違反で 30 人を検挙し、覚せい剤約 24g を押収、大麻取締法違反で 6 人を検挙し、乾燥大麻約 11 kg を押収、麻薬及び向精神薬取締法違反で 2 人を検挙し、MDMA 約 3 g を押収した。 危険ドラッグ関連としては、麻薬及び向精神薬取締法を適用して麻薬の密輸入で 1 人、所持で 1 人を検挙、医療機器等法（旧薬事法）を適用して、指定薬物の所持で 1 人を検挙した。</p> <p>⑤ 多様化する乱用薬物への対応 ・薬物乱用防止広報活動強化期間中、小中学校・高校・大学・専門学校において薬物乱用防止教室を開催し、啓発活動を実施した。 ・県警ホームページに「薬物乱用ダメ。ゼッタイ。」等広報文を掲載するとともに、普及運動「不正大麻・けし撲滅運動」に呼応して広報</p>



実施団体	平成 28 年度実施計画	平成 27 年度実施状況
岩手県警察本部	<p>載するとともに、普及運動「不正大麻・けし撲滅運動」に呼応して広報活動を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小冊子「No DRUGS」、各交番等発行のミニ広報誌を活用するほか、各種会議会合・非行防止キャンペーン等を通じ薬物乱用防止を訴える。</li> <li>・6月、IBCテレビに出演し薬物乱用防止を訴える。</li> </ul> <p>⑥ 関係機関の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成7年に発足した「銃器・薬物取締り連絡協議会」の定例会を年1回開催し、関係機関との情報交換などを行う（* 関係機関～検察庁、税関、海保、入管）。</li> <li>・平成10年に発足した「岩手県警察銃器・薬物水際対策協力員制度」により、本年4月に沿岸3署（大船渡・釜石・宮古）計20名に囑託書を交付し、引き続き協力依頼をする。</li> </ul>	<p>活動を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小冊子「No DRUGS」、各交番等発行のミニ広報誌を活用したほか、各種会議会合・非行防止キャンペーン等を通じ薬物乱用防止を訴えた。</li> <li>・IBCテレビに出演し、薬物乱用防止を訴えた。</li> </ul> <p>⑥ 関係機関の連携強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成7年に発足した「銃器・薬物取締り連絡協議会」の定例会を11月に開催し、関係機関との情報交換などを行った（* 関係機関～検察庁、税関、海保、入管）。</li> <li>・平成10年に発足した「岩手県警察銃器・薬物水際対策協力員制度」により囑託している水際対策協力員に対し、情報提供及び情報収集に努めた。</li> </ul>
釜石海上保安部	<p>潜水器を使用した密漁事件等において、薬物使用を見据えた捜査を併行し、乱用者の発見・摘発に努める。</p>	<p>該当なし</p>
岩手県薬剤師会	<p>① 薬物乱用を見かけたり、誘われたりした場合には通報することを呼びかける。 (不安や問題を児童生徒が一人で抱え込まないように指導する。)</p>	<p>① 薬物乱用を見かけたり、誘われたりした場合には通報することを呼びかけた。 (不安や問題を児童生徒が一人で抱え込まないように指導した。)</p>

## 目標 4 水際対策の徹底による薬物の国内流入の阻止

### 【統計資料】

○全国状況（別冊資料 p 58-59）

### 【関係機関の取組み状況】

実施団体	平成 28 年度実施計画	平成 27 年度実施状況
仙台入国管理局盛岡出張所	出入国審査リスト及び生体認証情報等を活用し、厳正な上陸審査を実施する。	出入国審査リスト及び生体認証情報等を活用し、厳正な上陸審査を実施した。
大船渡税関支署	<p>① 水際での密輸阻止が最も効果的であることから、取締関係機関と連携を密にして、宮古、釜石、大船渡の県内各開港に入港する外航船、いわて花巻空港に入港する国際チャーター便及び国際フィーダーで搬出入されるコンテナ貨物等、輸出入される一般商業貨物に対する取締りなどを日常的に行うほか、取締強化期間を設定のうえ、関係機関と一層の連携強化を図りつつ、集中的に取締りを強化する。</p> <p>② 関係団体等に対して、密輸防止及び情報提供に関するリーフレット等の配布を行うほか、税関ホームページ、ユーチューブなどのソーシャルメディアを活用し水際取締対策等の広報を行い、広く一般の方々からの情報収集の強化を図る。</p> <p>また、情報提供に当たっては、密輸ダイヤル（全国共通・24 時間受付・0120-461-961（白い黒い））のほか、税関ホームページに密輸情報提供サイトを開設し、インターネットからの情報提供を行う。</p>	<p>① 水際での密輸阻止が最も効果的であることから、取締関係機関と連携を密にして、宮古、釜石、大船渡の県内各開港に入港する外航船、いわて花巻空港に入港する国際チャーター便及び国際フィーダーで搬出入されるコンテナ貨物等、輸出入される一般商業貨物に対する取締りなどを日常的に行うほか、取締強化期間を設定のうえ、関係機関と一層の連携強化を図りつつ、集中的に取締りを強化した。</p> <p>② 関係団体等に対して、密輸防止等に関するリーフレット等の配布を行うとともに、税関ホームページなどにより水際取締対策等の広報を行い、情報収集等の強化を図る。情報提供に当たっては、密輸ダイヤル（全国共通・24 時間受付・0120-461-961（白い黒い））のほか、税関ホームページに密輸情報提供サイトを開設した。</p>
釜石海上保安部	外国からの直航船に対し、税関等と合同で立ち入り検査を実施するとともに、必要に応じ、昼夜を通した監視を実施する。	外国からの直航船に対し、税関等と合同で立ち入り検査を実施するとともに、必要に応じ、昼夜を通した監視を実施した。
岩手県薬剤師会	<p>① 各種講習会等において、世界各国の薬物乱用防止活動を紹介し、活動への理解と協力を呼びかける。</p> <p>② 海外旅行・留学等において注意すべきことを紹介する。</p>	<p>① 各種講習会等において、世界各国の薬物乱用防止活動を紹介し、活動への理解と協力を呼びかけた。</p> <p>② 海外旅行・留学等において注意すべきことを紹介した。</p>

## 目標 5 薬物密輸入阻止に向けた国際的な連携・協力の推進

### 【統計資料】

○全国状況（別冊資料 p 58-59）

### 【関係機関の取組み状況】

実施団体	平成 28 年度実施計画	平成 27 年度実施状況
釜石海上保安部	外国からの直航船に対し、税関等と合同で立ち入り検査を実施するとともに、必要に応じ、昼夜を通した監視を実施する。	外国からの直航船に対し、税関等と合同で立ち入り検査を実施するとともに、必要に応じ、昼夜を通した監視を実施した。

## その他

実施団体	取り組み事項等
岩手県医師会	岩手県、日本医師会よりの薬物乱用対策に関する通知文書を各郡市医師会に情報提供している。
岩手県薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 薬物乱用防止啓発事業指導者対象の研修会（県薬剤師会・地域薬剤師会）を継続して実施していく。</li> <li>② 指導用資料や図書等の紹介・貸出を実施して、質の高い啓発活動となるよう支援していく。</li> <li>③ アンチ・ドーピング活動の一環として、薬の適正使用や飲酒・喫煙・薬物乱用防止の啓発に取り組んでいる。全国レベルの各種大会にドーピング検査が導入されてきていることで関心が高まっていることから、薬物乱用は関係ないと考えている県民にもスポーツを通して啓発する機会と考え、岩手国体に向けての取り組みを推進している。</li> </ul>